

歩平著/山辺悠喜子・宮崎教四郎監訳『日本の中国侵略と毒ガス兵器』明石書店、1995年

井竿, 富雄
九州大学大学院法学研究科博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/16353>

出版情報：政治研究. 43, pp.177-186, 1996-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン：
権利関係：



紹介

歩平著／山辺悠喜子・宮崎教四郎監訳
『日本の中国侵略と毒ガス兵器』明石書店、一九九五年

井 竿 富 雄

本書は、中国黒竜江省社会科学院副院長・同院日本研究センター主任である歩平氏の、日本の中国侵略における毒ガス兵器の使用に関する著作である。著者歩平氏は、社会科学院では元来中露関係史の研究に従事していたが、一九八六年より、中国東北地方の遼寧・吉林・黒竜江の三つの省による共同研究「東北地方淪陥（日本による占領のこと―評者）史」に携わったことで、日本の中国侵略問題を研究することにもなった（一）。

本書は、著者が「おわりに」でも述べているように、日中両国の一般国民向けに書かれたものであり、専門書というよ

りは、啓蒙書の色彩が濃い。だが、「日本の中国における化学戦」という問題に関して、これまでの研究は「日本側の行為」を問題にしていたのに対して、本書は「中国における被害」という視角を新たに提示している。また、本書は、巻末文献一覧でも分かるように、日中両国の文献を広く参照し、以下に述べるように、三年間におよぶ実地調査を行ったうえで著されたものである。一般国民向けの著作と銘打ちながら、著者は新しい視座を提示し、また方法においても史料・文献の検索および実地検証という可能な限り実証的な態度で対象に臨んでいる。評者が本書を紹介する理由は、著者が啓蒙的なものとして本書を作り上げながらも、その作成途上における方法・態度において学術的な姿勢を取り続けた著者の姿勢は、学術上の成果を専門的な世界のみならず、社会的な共有財産としていくための努力として正當に評価されなければならない、と考えるからである。

前述したように、著者は本書を、日中両国民向けに著した。しかしながら本書は、現在のところ中国では未刊行である（二）。そのため、本紹介では、邦訳されたものに即して紹介を行うこととする。順序として、最初に本書の構成を明らかに

にした後、内容の概略を紹介し、最後に評者による若干の感想、示唆を受けた点などを付け加えることにする。

二

まず本書の目次を掲げる。

はじめに

序 章

第一章 「陸軍科学研究所」―日本の毒ガス兵器の揺籠―

第二章 地図から消えた神秘の大久野島

第三章 毒ガスと毒ガス兵器の大規模生産

第四章 科学はいかにして罪業となったか

第五章 陸軍習志野学校

第六章 悪魔の兄弟たちの毒ガス網

第七章 残酷な毒ガス戦

第八章 無辜の被害者

第九章 戦犯の証言

第一〇章 残酷な人体毒ガス実験

第一章 今も続く毒ガスの被害

第二章 癒やしがたい傷

第三章 毒ガスは消えず

おわりに

「はじめに」では、中国東北地方の日本占領時代の研究は古くから行われてきたが、自身の戦争体験の欠如という問題を補うために、実地調査という方法を取ったことについて述べ、次に本書が明らかにした諸点を列挙している。すなわち日本が当時の国際法に違反して、化学兵器を研究開発、製造、使用し、それによって中国のみならず日本人にも被害が及んだこと。ならびに日本軍の化学兵器は現在も中国において人々に損害を与えていることである。

次に序章では、化学兵器と化学戦に関する説明からはじまり、化学兵器は安価に製造でき、大規模な殺傷能力を有することを強調している。そして、当時の国際情勢により、日本の化学兵器使用に関しては戦犯訴追はなされなかったこと、それにもかかわらず歴史学者らの手によって追及が行われていることが指摘されている。

第一章では、一九一八年、陸軍省兵器局内に設置された「臨時毒ガス調査委員会」から始まり、「陸軍科学研究所」および「陸軍第六技術研究所」に至る、日本軍の化学兵器研究と生産の制度的な歩みについて述べられている。

第二章は、広島県の大久野島に毒ガス工場「忠海兵器製造所」が設置される経緯から始められている。ここで生産された毒ガスは「きい弾」に詰められたイペリット、ルイサイト、「ちゃ」と呼ばれた青酸ガス、「あか」と呼ばれたジフエニールシアンアルシン、「みどり」と呼ばれた臭化ベンジル（催涙ガス）であったことが指摘されている。さらに、最初の毒ガスの被害者はこの工場で働いていた労働者であったことや、労働者たちがどのような環境におかれていたかを指摘する。これには当時の労働者からの聞き書きや、被害者の現状を示す写真が添えられている。また付記として、著者の現地取材による、現在の大久野島の状況、この島の村上初一「毒ガス資料館」館長と著者との対話、当時学徒動員で働いた女学生であった岡田黎子氏から著者への書簡が収録されている。

第三章では、日本の先行研究を引用して、日本による毒ガスの生産量を記し、福岡県北九州市（本書では「福岡県小倉市」

と誤記されている）にある、大久野島で生産した毒ガスを砲弾に填実する工場であった「東京陸軍第二造兵廠曾根製造所」跡地を著者が取材したときのことが記されている。

第四章は、日本軍による、主に国内における毒ガス実験、そして日本で研究開発された化学兵器の種類とその度重なる改良、また防毒機材の開発と改良がどのように行われていったかが概観されている。

第五章は、毒ガス戦のための学校として創設された「陸軍習志野学校」について、具体的には、その創設理由や組織、また一九三四年にこの学校で行われた毒ガス戦の実地演習について触れている。またこの章では、当時の日本が国際会議などの席では毒ガスなどの全面禁止に関して、主導的な態度を取ってみせていた背後で、実際の戦闘において毒ガスを利用した場合、これを隠蔽するためのマニュアルが存在していたことも言及されている。ここで著者は、糟川良谷氏による聞き書きを引用し、中国東北部が日本軍の重要な毒ガス実験地であったことを指摘している。章末には、著者が現在の習志野学校跡地を取材したときのことが記されている。

第六章は、日本軍の毒ガス部隊であった「関東軍化学部」、

通称「五一六部隊」の創設を、その前史から説明した後、実際の隊員の訓練状況や、彼らが実地演習で中国東北地方の一般住民の居住地に毒ガスを散布したことを、当時の隊員からの聞き取りや、敗戦直後の戦犯裁判における証言をもとに明らかにしている。また、細菌戦部隊として有名な「関東軍防疫給水部」、通称「七三二部隊」との関係や、両部隊合同の人体実験について叙述した後、日本国内と中国とを結ぶ、毒ガス兵器に関する組織網を説明している。

第七章は、日中戦争における、日本軍の毒ガス使用を扱っている。ここでは、中国戦線における日本軍の毒ガス部隊、一九三八年に出された毒ガス使用に関する参謀総長の指令について記した後、中国各地における、日本軍の中国軍との戦闘時における毒ガス使用について、中国の先行研究を引用しつつ述べている。著者はここで、日本国内に存在する「日本軍は毒ガスを使用していない」という説に対し、史料が防衛庁防衛研究所に所蔵されていることをあげた上で、中国の新聞『中国減災報』に掲載された、毒ガス戦を経験した中国軍人の証言を引用することによって反論している。

第八章は、一九四〇年から一九四二年にかけて、中国の河

北省、山西省で日本軍が行った、抗日ゲリラ掃討作戦を理由とする民間人への毒ガス使用について、それぞれの省で編纂、出版された文献をもとに叙述を行っている。

第九章は、元戦犯の人々で結成された「中国帰国者連絡会」の人々と著者との出会い、そして一九九四年に著者が東京で講演を行った際、同会の会員から、毒ガスを使用した時の証言があったことについて触れている。著者はこの会員の証言を、戦犯裁判時の証言と突き合わせて検証している。

第一〇章では、日本軍による、中国での毒ガス生体実験が扱われる。まず中国の撫順戦犯管理所において、日本人戦犯が行った証言から始め、一九八五年に発表された松村高夫氏の史料紹介(3)をはじめとするいくつかの日本人研究者による史料発掘と検証について触れている。またよく知られたことではあるが、七三一部隊に関係した学者が戦後も学会で活躍したことについても語っている。

第十一章では、著者は日本の敗戦により、日本軍が中国に遺棄した毒ガス弾が、現在もなお破損事故などで被害者を生み出し続けていることを、黒竜江省佳木斯市での事故に関する現地調査を踏まえて述べている。著者らによる被害者から

の聞き取り調査、病院のカルテの検証に加え、被害者の中毒症状を示す写真の掲載も行い、こうした諸事実から、毒ガス中毒患者が生涯その苦痛から逃れられないばかりか、患者の家族にも被害が及ぶことを指摘している。この章でも、著者による佳木斯市の事故現場の実地調査報告が添えられている。

第二章では、まず敗戦前夜の大久野島の状況について触れ、敗戦直後の隠蔽工作、および連合軍による、日本国内に残存した毒ガスの海洋投棄（4）にも言及する。そして、ここで働いた労働者の、肺ガン発生をはじめとするいろいろな病状について指摘した後、広島大学医学部を中心とした「大久野島毒ガス傷害研究会」の調査とその結果があげられている。そして、現在毒ガス生産による毒ガス被害者の国家補償を求める運動があることを伝えている。章末には、著者による、現在毒ガス患者の治療にあたっている忠海病院の行武正刀院長に対する、毒ガス患者の主な症状や死亡率の問題などに関する取材報告が収められている。

第三章では、遺棄毒ガス弾による事故が多発したため、一九五〇年代から中国政府が遺棄毒ガス弾を集めて埋蔵処理

するという方法を取ったことを指摘した後、このような措置にもかかわらず中国各地で遺棄毒ガス弾事故が発生し、一九四四年に至ってもなお広東省で毒ガス弾が発見されるという事態が続いていることを紹介している（5）。またこの章では、著者らによる吉林省の哈爾巴嶺の毒ガス埋蔵現場取材の様子を記した、黒竜江省社会科学学院歴史研究所副研究員である高曉燕氏の手になる「死の谷踏査記」、著者らの黒竜江省チチハル市における被害者への聞き取り調査も収められている。

「おわりに」において、著者は、当時においても国際法違反であった日本の化学兵器製造と使用を中国国民に伝えなければならぬこと、また日本軍の化学兵器使用によって中国国民が現在も被害を受けていることを日本国民に伝えなければならないこと、という任務を自身に感じると主張する。そして、一九九五年の日本国会の不戦決議をめぐる問題を扱いながら、日本国民も戦争で二〇〇万の死者を出し、大きな被害を被ったことも事実だが、他国の国民もまた命を落とし、現在も被害に苦しむ人々がいるのだと述べて、次のような一節を記している。

「あの戦争を発動した側の人民は、まさか、ただ自分たちだ

けが被害者であると考え、加害の意識が全くないわけではないだろう……。それに、まさか自国の発展や繁栄が他国の犠牲の上にでき上がっても、それは正当だというのではあるまい……？

でも、私は何ごととも「真剣」を旨とする民族である日本人は、きっと中国人民やアジア各国の人民に戦争責任の問題についての明確な回答をしてくれるものと信じている。私たちのこの本が日本の人びとの戦争責任の認識問題の解決に有益な資料提供となればと念じている。」

著者は最後に関係者への謝辞を述べて、本書を締めくくっている。

三

以上紹介したように、本書は、日本軍の化学兵器開発、生産から、実際の中国戦線での使用、そして日本敗戦後の毒ガス弾の遺棄、さらにこのような日本の化学兵器による、日中両国における被害までも論じた広範囲なものである。

確かに、日本における化学兵器の研究開発、生産体制に関

する本書の記述そのものは、日本では既に目新しいものではない(6)。しかしながら、本書でも取り上げられている「七三一部隊」の全容が解明され始めるのに、作家森村誠一氏の著作(7)を待たなければならなかったように、本格的な研究はまだ始められたばかりといってもいいのである。日中両国の研究者が、日本軍の化学兵器・生物兵器開発と、これに伴って引き起こした残虐行為について相互に検証するため一同に会したのはようやく一九九五年になってからである(8)。このように研究史がまだ浅い中、評者同様戦争体験のない世代に属する歩平氏が、日本軍の化学兵器の問題に関して、具体的に明らかにしている個々の事実を関連づけたことの意義は大きいものと思われる。また本書が、歩平氏の単著という形式を取っているが、監訳者ということになっている山辺・宮崎両氏をも含めた日中両国の幅広い人々の共同作業によって成し遂げられた成果であることもここに付言しておく価値があると考ええる。

本書の最も評価されるべき点としては、冒頭にも触れたように、日本軍の化学兵器問題に関して、実地検証と、関係者の証言の丹念な聞き取り調査を行ったことにある(9)。その

範圍は、中国東北地方だけに止まらず、日本の大久野島、曾根兵器製造所や習志野学校の跡地をも調査した精密なものがある。また、敗戦直後の毒ガス弾遺棄と、この結果生じた中国国内での事故についても、遺棄にかかわった部隊員の証言と、毒ガス弾発見現場の現地調査を行っている。この問題に關しては、確かに日本側の証言などは既に多く出されているが、中国側の被害状況、遺棄毒ガス弾の現状などについて、現地における証言や現状まで含めて紹介したものはこれまでにないものであらうと考える。

さらに歩平氏が、日本における化学戦の問題を、「日本の中国における侵略戦争」という国家間の問題としてとらえるだけでなく、戦争によって両国民がどのような影響を受けるか、というレベルにまで言及していることも評価されなければならぬと考える。歩平氏は、日中戦争における日本軍の毒ガス使用とその現代中国に残る影響（これだけでも重大なことではあるが）を取り上げるのみでなく、日本陸軍の毒ガス工場で働き、その結果生涯癒しえぬ中毒症状に苦しむことになった日本人にまで思いを致している。このことは、戦争によって非戦闘員がどのような犠牲を国家によって強いら

れることになるか、という問題を指摘したものであると言うことができよう。このような問題は、日本においても深められ、考えられるべき問題である。このような視点が中国側から提示されたことに、われわれは注意しなければならない。

ただ、本書は、序章と第四章で毒ガスの説明部分が重複している（イペリットガスの記述）ような、記述が繰り返された部分がある。また、第七章から第九章までは、証言や史料を用いて中国における日本軍の毒ガス使用を説明しているが、日本人戦犯の証言している毒ガスの使用地と、歩平氏が引用している中国側の証言の取材地が必ずしも対応していない。そのため、ある一つの戦闘で日本軍がどのような毒ガス攻撃を行い、その結果として中国側にどのような被害をもたらしたのが明確にならないという問題点が指摘される。またさらに第六章で七三一・五一六兩部隊について言及しながら、その実験データについて示すのは第一〇章であるというような、構成上の難点も指摘できよう。

ひるがえって、本書で著者が提示した日本の化学戦に関して、われわれがさらに考察を深めるには、以下の三点を考慮していく必要がある。

第一に、実際の日中戦争における毒ガス作戦と、日本の中央で行われた戦争指導の問題である。著者歩平氏は、陸軍中央部の文書を参考としてあげているが、細菌戦問題で既に出されているように、当時の日本における戦争指導の体系的な把握と結び付けられていく必要があると思われる(10)。

第二に、本書第一章でも概略が触れられているが、当時の日本の化学者たちと日本軍の化学兵器開発との関係をより明らかにしていく必要があるだろう。七三一部隊と日本の医学者たちとの関係については、戦後日本の医学界への影響までも含めて、かなり細かいところまでが明らかになっていく(11)。この問題は、学問と政治、そして研究者の知的探求心と人間的良心の関係という大きな問題をはらんでいるからである。

そして第三に、この問題の解明には、歴史学、政治学のみならず、医学や化学といった、全く異なる領域の専門知識が必要である、ということである。被害状況などの検証の際、使用された毒ガスを同定する必要があるからである。これは、歩平氏が紹介した「毒ガス使用否定論」に反論していく場合に、より広範な論拠を提示するものとなるであろう。こ

れに加えて、日中間でより広範囲に、学術的な検討が行われていく必要があると思われる。

本書には、いまあげたように、多少の難点や、より深められるべき問題も残されている。しかし著者歩平氏が「おわりに」で記した以下の言葉は、個々の研究者に、単なる歴史上の問題だけではないこの問題と「どのように向き合うか」という姿勢をも問うものであることを看過すべきではない。

「私たちは、中国で被害者にインタビューした時の、彼らの強い憤りと苦痛を忘れることはできない。と同時に被害者が私たちに託した願いをも忘れることはできない。彼等の泣き声は今でも私たちの耳辺にあり、重なる傷痕は無情にも彼らの体に刻印をつくり、その癒されることのなかった深い苦しみの様子は、聞いていた私たちの心の中から消えることはないだろう。私たちはこの想いを日本の人々には是非伝えたいと思う。」

文献検証と、実地調査によって記された三〇〇ページ以上の本文の後に記された言葉だけに、この一文は、われわれ日本の研究者にとって重い問いかけである。このように、本書は単なる啓蒙書に終わらず、日中戦争への視角の設定、研究

者の問題への向き合い方という側面にまで示唆を与える。専攻を問わず、戦争と平和の問題を考える人々に読まれるべき書であろう。

注

(1) この問題に関しては、歩平氏が一九九四年二月三日に九州大学法学部で行った講演「中国東北地方と毒ガス部隊」について記した井竿富雄／山田良介「日中学术交流講演会参加記」『政治研究』四二号、一九九五年、また同年二月一〇日に神奈川大学で行われた公開セミナー記録である歩平／村上初一／常石敬一「中国に遺棄した毒ガス弾と日本の戦後責任」『神奈川大学評論』二〇号、一九九五年を参照。

(2) 監訳者の山辺氏によれば、中国では書籍出版にあたり、著者に多額の自己負担が必要であり、その資金の問題であるという。また、「訳者あとがき」に邦訳は一部を割愛したと記されているが、その部分についておたずねしたところ、原書で叙述が重複した部分をカットしたとのことであった。日本軍の化学戦に関しては、中国の研究書で新しいものとして、紀学仁主編『日本侵華戦争的化学戦』軍事誼文出版社、北京、一九九五年を参照することができた。この本は、中国戦線において日本軍が毒ガスを使用した地点を示す地図が付されているが、その領域は北は東北地方から、南は広

東省にわたっており、ほぼ中国戦線全域で毒ガス使用があったと主張している。

(3) 松村高夫「七三一部隊」の実験報告書「歴史学研究」五三八号、一九八五年。これは毒ガス弾のうち、「きい弾」を人体へ向けて発射した実験、その内容物であるイペリットやルイサイトの水溶液を人間に服用させ、また点眼する実験、またイペリットガスの中毒症状としてできる皮膚の水疱の内容液の分析と、この内容液を人体に接種した場合の被験者の身体上の変化に関する実験、さらに破傷風毒素および芽胞を人体に接種する実験の報告書に関する紹介である。

(4) 『読売新聞』一九九五年三月六日付の紙面は、このときの日本における毒ガス海洋投棄が全国八海域にわたるものであり、一九七三年までの時点でも、日本国内において、遺棄毒ガス弾による事故が二〇件以上発生し、死者四人、負傷者二十九人を出していたこと、「化学兵器全面禁止条約」の批准（日本の同条約批准は一九九五年九月）という事態に際して、今後遺棄毒ガス弾が発見された場合の対策を日本外務省が検討していることを伝えている。

(5) また一九九五年一〇月には、黒竜江省でくず鉄の中から二四六発の遺棄毒ガス弾が発見されたことを、社会党（当時）国会議員や吉見義明、常石敬一両氏、さらに医学専門家をも含む調査団が現地を確認している（『社会新報』一九九五年二月八日付、および二月二二日付。ただし、毒ガス弾の発見地点は八日付ではハルビン、二二日付ではナチハ

ルと不明確である)。

(6) 例えば一般的な概説書として宮田親平『毒ガスと科学者』光人社、一九九一年(評者が参照できたのは文藝春秋社から一九九六年に文庫版で刊行されたもの。本書文献一覧では著者の名が「富田親平」と誤植されていた)。しかしこれも九〇年代に刊行されたものである。

(7) 森村誠一『新版悪魔の飽食』一九八三年、角川書店、『新版続・悪魔の飽食』一九八三年、角川書店、『悪魔の飽食 第三部』一九八五年、角川書店(いずれも文庫版)。第二部までは、既に一度光文社から刊行されていたが、『続・悪魔の飽食』に掲載写真の誤用があったためにトラブルが生じ、全面改稿と出版元変更が行われた。評者が参照できたのは新しいほうである。

(8) 一九九五年七月三一日から八月二日まで、中国黒竜江省ハルビン市の交通専科大学で開催された「七三一国際シンポジウム」では、日中両国の研究者が参加し、幅広い討論が行われている。ここでは、北京にも細菌戦部隊があったこと、七三一部隊でノミを生産するために必要だったネズミが埼玉県で生産されていたことなど、さらに詳細に当時の状況が明らかになっている。著者歩平氏もここで「日本旧軍隊遺棄した化学兵器の問題」(日本語で作られたレジメのタイトル、原文のまま。中国語版のタイトルは「日軍在中国の化学戦と遺留的化学武器問題」となっている)と題した報告を行っている。

(9) 監訳者の山辺氏によれば、中国側の地方機関がしばし

ば取材に消極的な姿勢をみせることがあり、このことが中国における取材を非常に困難にしたという。ただし現在、日中間では遺棄化学兵器の調査・処理に関して合意ができており、注(4)の記事に続いて一九九五年三月一日の『読売新聞』には、この処理に巨額の費用と長期の時間がかかることに言及した記事が載っている。

(10) たとえば細菌戦に関しては、一般向けのものではあるが吉見義明／伊香俊哉『七三一部隊と天皇・陸軍中央』岩波書店、一九九五年が、天皇をも含めた、陸軍中枢部の具体的な戦争指導の問題をも視野に入れた日本軍の細菌戦について言及している。

(11) 常石敬一『医学者たちの組織犯罪』朝日新聞社、一九九四年は、当時の医学者たちが、七三一部隊との間に研究者の派遣を通じて関係を結んでいたことを明らかにしている。陸軍は最新の研究成果を欲し、研究者は知的探求心を満足させることに相互利害を見いだしていたのである。

(付記) 本紹介を草するにあたり、山口女子大学の岩下明裕氏からは種々の資料・文献の提供を受けた。また、監訳者の山辺悠喜子氏には、評者の本書に関する突然の質問に大変丁寧な回答をいただいた。末筆ながら、心からお礼を申しあげたい。